運転免許関係事務の委託に係る公安委員会の認定審査等について

【　業務概要及び委託の根拠　】

道路交通法（(昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第１項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。）第31条の４の７規定により、令和９年度における運転免許関係事務（運転免許証の記載事項変更・ＩＣ運転免許証への追記事務、写真撮影事務、更新情報提供事務及び総合案内・講習案内事務）については、沖縄県公安委員会が委託業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人に委託することとします。

※　運転免許関係事務の委託契約を希望する法人は、沖縄県公安委員会が行う審査を受け、運転免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものと認定されなければなりません。

【　委託業務の内容　】

運転免許関係事務の委託事務とは、次に掲げる事務をいいます。

1　運転免許証記載事項の変更届の受理及びＩＣ運転免許証への追記に関する事務
2　更新情報提供に関する事務
3　運転免許証の写真撮影に関する事務
4　総合案内及び講習案内に関する事務

【　公安委員会が認める者としての要件　】

1　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、監査役、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下「役員等」という。）に法第51条の８第３項第２号イからホまでのいずれにも該当する者のない法人

2　運転免許関係事務を行うのに必要な能力を有する者が置かれている法人

⑴　法第74条の３に規定する安全運転管理者としての経歴を１年以上有する者がおり、かつ同人を委託事務の責任者として指定することができること。

⑵　委託事務に関しトラブルが生じた場合は、責任者において即時対応が可能であること。

3　委託事務を行うため必要かつ適切な組織及び経理的基礎

⑴　必要な組織

ア　本県に本店又は営業所を有していること。

イ　運転免許関係事務を行う事務所において、12人以上の職員を委託事務に専従させることができること。

ウ　責任者及び委託事務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

エ　自動封入封緘機（メールシーラー）及び運転免許証作成システム（高速型直接撮影装置）を用いて委託事務を行うことができること。

オ　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。

⑵　経理的基礎

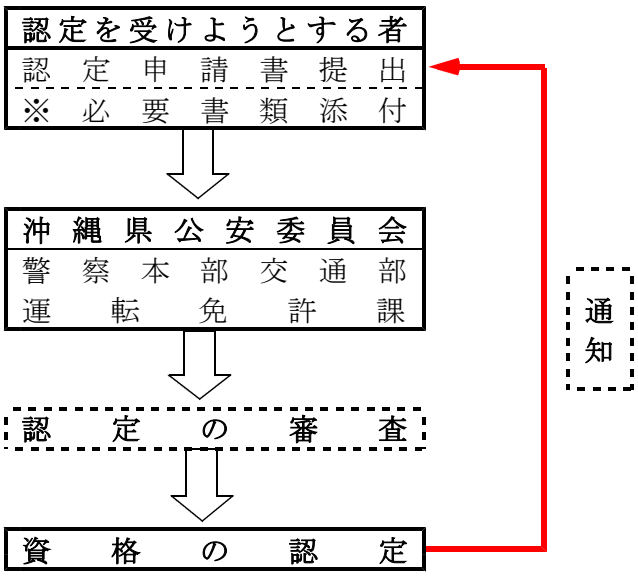
ア　純資産又は正味財産が500万円以上であること。

イ　経営状態が著しく不良でないこと。

ウ　原則として、１年以上の営業実績を有していること。

エ　法人税又は所得税の滞納がないこと。

【　認定までの流れ　】



【　認定申請書に必要な添付書類　】

1　定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類
2　登記事項証明書
3　役員等の氏名及び住所を記載した名簿
4　役員等全員に係る次の書類
⑴　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第５号に規定する戸籍（日本国籍以外の者は国籍等）が記載されているものに限る。）
⑵　診断書（アルコール中毒、薬物中毒でない旨のもの）
5　委託業務従事者名簿（委託業務に従事する者の履歴書及び資格要件を証明する書面）
6　誓約書（法第51条の８第３項第２号イからホまでのいずれにも該当しない旨のもの）
7　責任者に指定する者は、安全運転管理者としての経歴を１年以上有することを証明する書面
8　本県に事務所を有することを証明する書類（登記事項証明書又は賃貸契約書の写し）
※　登記事項証明書に事務所の所在地の記載がない場合は、賃貸契約書の写しを添付すること。
9　営業概要書
10　納税証明書（法人事業税及び法人県民税）
11　貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（直近の決算報告書。ただし、提出後、公安委員会から求めがあった場合は、過去３年分の決算報告書）
12　設備一覧表（設備等を保有していることを証明する書面）

【　申込み受付日時・場所　】

1　受付日時
令和８年12月11日(金曜日)から同年12月18日(金曜日)まで（土曜日及び日曜日及び休日を除く。）の午前８時30分から午後５時までの間（時間厳守）
2　受付場所
沖縄県警察本部交通部運転免許課（豊見城市字豊崎３番地22）に直接書類を持参して申請して下さい。沖縄本島以外からの申請については、下記の問合せ先に問い合わせて下さい。

【　問合せ先　】

沖縄県警察本部交通部運転免許課　免許１係
電話番号　098-851-1000　　内線　552

【　申請書類の記入方法　】

申請書類等を記入する場合、青か黒のボールペン又は万年筆で記入して下さい（ワープロ、パソコン等で作成してもかまいません。）。

【　その他　】

複数の運転免許関係事務の委託業務に申請する場合は、次のとおり提出してください。

1　認定申請書　１部
2　添付書類のうち委託業務従事者名簿及び設備一覧表は、事務別に作成（各１部）
3　その他の添付書類　１部